

沼津市小規模事業者物価高騰等対策利子補給基金条例の制定について

沼津市小規模事業者物価高騰等対策利子補給基金条例を次のように定める。

令和8年6月17日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市小規模事業者物価高騰等対策利子補給基金条例

(設置)

第1条 中東情勢に伴う物価高騰等により影響を受けている市内小規模事業者の経営安定化を図るため、沼津市小口資金利子補給事業に要する経費の財源に充てることを目的とし、沼津市小規模事業者物価高騰等対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

「提案理由」

中東情勢に伴う物価高騰等により影響を受けている市内小規模事業者の経営安定化を目的として、沼津市小口資金利子補給事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものである。